

福島市認可保育施設入所申込に関する確認票

令和7年

下記の確認事項をお読みいただき、確認欄に☑を入れ署名をしてください。
現時点で当てはまらない場合でも、今後該当する可能性がありますので、必ずすべてご確認ください。

			確認欄
保育施設について	1	保育所（園）・認定こども園の保育部分は、仕事等の事情（保育を必要とする事由）により家庭で十分に保育できない児童を、保護者に代わり保育する施設です。家庭保育が可能となった場合（保育を必要とする事由がなくなった場合）には、退所になります。	☐
	2	施設によって受入可能な月齢や開所時間などが異なりますので、申込前に必ずご確認ください。 ※希望施設の入所可能月齢に達していない場合、利用調整はできません。	☐
	3	受け入れ予定がない施設へ入所を申し込むことも可能ですが、入所決定のご案内は難しいことをご了承ください。	☐
申請について	4	提出された申請書類内の情報および聞き取った内容について、必要な個人情報を保育の実施のために利用すること、および保育施設等に閲覧・提供することに同意します。	☐
	5	申請の内容が事実と異なる場合、支給認定や入所決定を取り消すことがあります。	☐
	6	提出された申請書類はすべてお返しできません。コピー等が必要な場合は、あらかじめご自身で写しをお取りください。	☐
	7	障害者手帳の有無、食物アレルギーの有無、健康上や発達、その他気になることなどがある場合は、 <u>その程度にかかわらず</u> 、利用申請書裏面の「児童の健康状態」に必ず記入してください。なお、必要に応じて医師・専門機関の診断書等を改めて提出していただく場合があります。	☐
変更または取下げについて	8	申請内容に変更があった場合は、変更内容が記された所定の書類を提出してください（利用案内参照）。連絡がなく変更が判明した場合や、事実と申請内容が異なる場合は、入所決定を取り消すことがあります。 ※申請内容の変更例…住所や連絡先の変更、保育必要要件の変更、世帯状況の変更（婚姻、離婚、祖父母等との同居、別居）など	☐
	9	入所の意思が無くなった場合は、各月の入所申込期限までに、希望変更届様式にて取り下げの手続きをしてください。	☐
保育要件について	10	【育児休業中の場合】 育児休業からの復帰を希望する場合、入所申込の利用希望期間は、就労に復帰する月からの利用開始が可能です。入所（利用開始）月の末までに就労復帰できない場合は、原則、入所決定の取り消しまたは退所になります。	☐
	11	【求職活動中の場合】 入所（利用開始）後、2か月以内に就労決定しない場合は、原則退所になります。	☐
	12	【出産予定がある場合】 分娩予定日の2か月前から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月までは、「妊娠・出産」要件での認定および入所となります。出産予定があるかたは、親子（母子）手帳の写しを提出してください。他の「保育を必要とする事由」に該当しない場合、「妊娠・出産」要件の期間経過後は、 <u>申し込みは自動的に取下げ</u> となります。	☐
現在育児休業中のかたが入所を希望する場合	13	育児休業および育児休業給付金延長のお手続きや必要書類などは、保護者ご自身で、雇用先やハローワーク等に確認してください。 <u>入所保留通知は、申請期限をさかのぼって発行することができません</u> ので、育児休業明けの場合は特にご注意ください。	☐
	14	家庭状況調査書の「入所（転所）に係る意思確認」④にチェックした場合は、指数を減点した上で利用調整を行います。利用調整の結果、入所保留となった場合の <u>入所保留通知には、該当の減点を適用した後の数値が指数欄に記載</u> されます。 なお、該当の減点を適用した利用調整の結果、入所が決定した場合には、入所決定通知が発行され、入所保留通知は発行されません。	☐
※裏面に続きます			
転入予定の場合	15	福島市外から転入予定で申し込む場合、入所（利用開始）月の初日までに必ず福島市に住民登録をしてください。入所月の初日までに手続きできない場合、入所決定は取り消しになります。	☐

入所決定した場合	16	入所当初は、お子さんが保育施設に無理なくなじめるよう「ならし保育」を行い、認定した保育時間より短い時間でのお預かりとなります（転所の場合も同様です）。ならし保育の期間については個人差があり、2週間以上かかることもあります。	☐
	17	入所決定した保育施設への入所を辞退する場合は、幼保企画課および入所決定施設に連絡してください。辞退後に認可保育施設への入所を希望する場合は、再度の申し込みが必要です。真にやむを得ない事情がなく入所を辞退した場合、同年度に限り指数が減点されますのでご注意ください。	☐
	18	入所後、年に1度現況届を提出していただくことで、保育を必要とする事由を確認します。その際には、就労証明書などの確認書類を再度提出していただく必要があります。	☐
	19	利用者負担額（保育料）は父母の市町村民税の所得割額により決定します。父母の収入状況によっては、同居する祖父母等も合算して保育料を決定する場合があります。保育料が滞納となった場合、督促状が交付されるほか、市職員が自宅訪問、電話、SMSなどにより催告を行います。それでもなお納付がない場合は、財産の差押えを行う場合があります。	☐
入所保留の場合	20	入所保留通知は、初回申請時のみ送付します。年度内の申請継続を希望した場合は毎月利用調整をおこないますが、2回目（翌月）以降は入所が決定した場合にのみ入所決定通知を送付します。 ※結果を確認したい場合、毎月15日頃を目安に幼保企画課へご連絡いただければ、電話にて回答いたします。	☐
	21	入所決定に至らなかった場合に送付する入所保留通知書には、 利用調整上の指数および希望先施設名が記載 されます。	☐
その他	22	申請手続きにおける書類に関する問い合わせや、必要事項の確認、緊急時の連絡などのため、福島市から保護者あてに携帯電話やスマートフォンへの架電、SMSの送信などをする場合があります。	☐

※4月入所を申請する場合のみ確認してください。

認可保育施設に入所中のかた	23	4月転所の申請をする場合、現在入所している施設は転所の成否に関わらず3月末で退所になります。（地域型卒園児は除く） また、転所申請後は、現在入所している園に速やかに退所届を提出してください。 なお、5月以降の転所申請の場合は、転所希望先の入所決定に至るまで現在入所している施設を利用できます。	☐												
令和6年度の入所を申請されているかた	24	令和6年度と令和7年4月の入所を同時に申し込んでいるかたが、令和6年度の入所が決定した場合は、令和6年度中の入所が優先となり、令和7年4月の入所申込は自動的に取下げとなります。 令和7年4月の入所申込を優先したい場合は、変更締め切り日までに令和6年度の入所希望先の変更または取下げ申請をしてください。 【参考例】 <table><thead><tr><th>決定日</th><th>入所月／年度</th><th>決定施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和7年1月末</td><td>令和7年4月（令和7年度）</td><td>A保育所に入所決定</td></tr><tr><td>令和7年2月中旬</td><td>令和7年3月（令和6年度）</td><td>B保育所に入所決定</td></tr><tr><td colspan="2">4月（一次募集）の結果の後に3月の結果がでますので、ご注意ください。</td><td>令和7年4月（令和7年度） B保育所を継続して利用</td></tr></tbody></table> この場合、令和6年度の結果を優先するため、令和7年4月A保育所への入所は、取消となります。 3月入所が決定したB施設を4月以降もご利用ください。	決定日	入所月／年度	決定施設	令和7年1月末	令和7年4月（令和7年度）	A保育所に入所決定	令和7年2月中旬	令和7年3月（令和6年度）	B保育所に入所決定	4月（一次募集）の結果の後に3月の結果がでますので、ご注意ください。		令和7年4月（令和7年度） B保育所を継続して利用	☐
決定日	入所月／年度	決定施設													
令和7年1月末	令和7年4月（令和7年度）	A保育所に入所決定													
令和7年2月中旬	令和7年3月（令和6年度）	B保育所に入所決定													
4月（一次募集）の結果の後に3月の結果がでますので、ご注意ください。		令和7年4月（令和7年度） B保育所を継続して利用													

保育所等入所申込にあたり、上記事項について確認し、了承しました。

令和 年 月 日

(署名)
保護者氏名